

都道府県町村会 正副会長交流会を開催

— 自治功労者64名を表彰 —

全国町村会



全国町村会は、1月26日午後3時から、東京・永田町の全国町村会館で都道府県町村会正副会長交流会を開催し、自治功労者の表彰などを行った。

交流会には、都道府県町村会の正副会長、事務局長など約170名が出席。はじめに藤原忠彦全国町村会長（長野県川上村長）の挨拶があり、続いて来賓として出席した佐藤文俊総務事務次官（総務大臣代理）と飯田徳昭全国町村議会議長会会長から祝辞が述べられた。

この後表彰式に移り、自治功労者として64名（町村長（3期）46名、退職町村長18名）の表彰が行われ、被表彰者を代表して愛媛県愛南町長・清水雅文氏に藤原会長から表彰状と記念品が贈呈された。

表彰式の後、国立情報学研究所教授・社会共有知研究センター長・新井紀子氏から「人工知能の発達とそれにもなう社会変化」と題する講演が行われた。

活 動

会長あいさつ

元気で活力ある町村の創生に向けて

全国町村会長 藤原 忠彦



村自治の振興発展に向けた活動の充

実につなげていただきたいと願って

おります。また、本日は、自治功労

者の表彰を行うこととしておりま

す。表彰を受けられる皆様におかれ

ましては、町村自治の振興発展に貢

献された功績が評価されたものであ

り、心からお祝いを申し上げます。

昨年は、熊本地震や鳥取県中部地

震、台風による記録的な豪雨が相次

ぐなど、各地で重大な災害が発生い

たしました。改めて被災された皆様

に、お見舞い申し上げますとともに、

一日も早い復興をお祈りいたしま

す。また、東日本大震災からの復旧・

復興も道半ばであります。全国町村

会といたしましては、引き続き、国

等への要望を行うとともに、職員派

遣にもしっかりと取り組んで参りたい

と存じますので、皆様におかれまし

ても、引き続きご協力いただきます

よう、お願い申し上げます。

さて、安倍内閣におかれましては、

一億総活躍社会の実現を内政の重要

課題に掲げ、政府を挙げて取り組ん

でられます。その実現のためには、

社会保障の充実や地方創生を一層推

進していく必要があります。私ども

も、地方創生を日本創生に繋げるべ

く、政府と十分に連携し、全力でこ

の課題に取り組んでいかなければな

りません。

また、町村が自主性・自立性を発

揮して様々な施策を着実に実施して

いくためには、何よりも財政基盤の

強化が不可欠であり、安定した財源

の確保、とりわけ町村の生命線とも

いふべき地方交付税の確保が重要で

あります。昨年末決定されました平

成29年度の地方税制改正および地方

財政対策では、厳しい状況の中、高

市総務大臣をはじめ、本日ご臨席の

佐藤総務事務次官にもご尽力をいた
だき、我々が納得できるものとなり
ましたが、今後とも安定した地方財
源の確保を強く訴え続けていかなけ
ればならないと考えております。

全国町村会といたしましては、今
後も都道府県町村会との連携を密に
保ちながら、元気で活力ある町村の
創生に向けて、引き続き強力に活動
して参る所存でありますので、ご列
席各位のなお一層のご支援、ご協力
をお願い申し上げ、開会のあいさつ
とさせていただきます。

本日ここに、都道府県町村会正副
会長交流会を開催いたしましたこと
ろ、佐藤総務事務次官、飯田全国町
村議会議長会会長におかれまして
は、公務ご多端の折、ご臨席を賜り、
厚く御礼申し上げます。また、各都
道府県町村会正副会長の皆様には、
ご多用の中を遠路ご出席いただき、
誠にありがとうございます。

この交流会は、都道府県町村会の
会長、副会長が一堂に会する一年に
一度の機会であります。意見交換等
を通じて、相互の連携を強化し、町

また、町村が自主性・自立性を発
揮して様々な施策を着実に実施して
いくためには、何よりも財政基盤の
強化が不可欠であり、安定した財源
の確保、とりわけ町村の生命線とも
いふべき地方交付税の確保が重要で
あります。昨年末決定されました平
成29年度の地方税制改正および地方
財政対策では、厳しい状況の中、高
市総務大臣をはじめ、本日ご臨席の



活 動

来 賓 あ い さ つ

特色ある地域づくりを全力で支援

総務大臣代理 佐藤 文俊
総務事務次官

創生や防災・減災対策等の重要課題に取り組みつつ、地方公共団体が安定的な財政運営を行えるよう、社会保障の充実も含め、前年度を0・4兆円上回る62・1兆円程度を確保しました。

また、地方税制につきましては、「平成29年度税制改正大綱」に個人所得課税改革やエコカー減税の見直しなど、経済社会の構造変化を踏まえた改革とともに、「地方からのデフレ脱却・経済再生」に税制から貢献する改正を盛り込みました。

特に、強いご要望をいただいていた「ゴルフ場利用税」については、堅持することができたほか、「償却資産課税」については、地方への影響を最小限にとどめることができました。

こうした成果は、町村長の皆様の力強いご支援もあって得られたものであり、感謝申し上げます。

さて、昨年は、地震による災害や、台風による記録的な豪雨が相次ぐなど、全国各地で甚大な被害が発生しました。

町村長の皆様には、被災者支援や被災地の復旧・復興に多大なお力添えを賜りましたことに対し、改めて御礼申し上げます。



都道府県町村会正副会長交流会の開催にあたり、「ご挨拶申し上げます。

町村長の皆様におかれましては、日頃からリーダーシップを発揮され、地方自治発展のためにご尽力いただいていることに、深く敬意を表します。

まず、大変厳しい状況で行われた、平成29年度の地方財政対策につきましては、近年、地方交付税総額の確保に活用してきた前年度からの繰越金がない中で、地方交付税については、16・3兆円程度を確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を0・3兆円の増にとどめました。

一般財源総額につきましても、地方

総務省では、それらの災害の教訓を踏まえて実施した、「地域防災体制の再点検」の結果、避難勧告の適切な発令のための体制整備の検討や今年の出水期までに、必要に応じて「地域防災計画」などを見直していただくよう全ての市町村にお願いしております。地域の防災体制の再構築にしっかりと取り組まれますようお願い申し上げます。

次に、総務省では、これまで地域に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」を構築するため、「ローカル一万年プロジェクト」や「分散型エネルギーインフラプロジェクト」をはじめとする「地域経済好循環推進プロジェクト」を推進してまいりました。

さらに、平成28年度の第二次補正予算においては、「ローカル・アベノミクス」を加速するため、本プロジェクトに、地域への「ヒト・情報」の流れを加速する「チャレンジ・ふるさとワーーク」を新たに盛り込みました。

平成29年度につきましても、本プロジェクトの更なる推進を図ってまいりますので、町村長の皆様におかれましては、地域経済の再生に向け積極的な

活用をお願いします。

続いて、国民の皆様への普及促進を進めている「マイナンバーカード」につきましても、「ワンストップ・カードプロジェクト」により、カードの利便性向上に向けた「アクションプログラム」を昨年末に取りまとめました。

マイナンバーを活用し、7月から全地方公共団体での「子育てワンストップサービス」の実施を目指すとともに、戸籍や住民票などの証明書の「コンビニ交付サービス」を、全国的に展開してまいりますので、積極的なご対応をお願いします。

また、マイナンバーカード一枚で図書館や商店街等での利用を可能とする「マイキープラットフォーム」を構築するとともに、クレジットカード等のポイントを全国の商店街等で活用できる「地域経済応援ポイント」を導入し、地域活性化につなげてまいります。

次に、地方自治制度につきましては、第31次地方制度調査会の答申を踏まえて、地方公共団体のガバナンスの強化や外部資源の活用による地方行政体制のあり方の見直しを行ってまいります。

また、本年は、地方自治法が施行されて七十周年を迎える節目の年であります。

町村長の皆様には、改めて地方自治の意義と重要性をご認識いただき、町村の一層の発展と地方自治の伸展に向けた取組をお願いします。

地方創生の実現や地域経済の好循環を拡大するためには、町村が持つてい

活 動

る美しい景観や自然、伝統文化などの地域資源を活用した取組が重要であり、町村には、大きな期待が寄せられ

ています。総務省としましても、それぞれの地域が自主性・主体性を発揮して、特色

ある地域づくりができるよう、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、力強いご支援をお願い申し上げます。

結びに、全国町村会の益々のご発展と、ご臨席の皆様方のご活躍を祈念申し上げます。

来 賓 あ い さ つ

町村の課題克服と振興発展に共に取り組む

全国町村議会議長会会長 飯田 徳昭



議会議長会に対し、格別のご理解とご支援を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本日、晴れの自治功労賞表彰の栄に浴されます皆様方には、心からお慶び申し上げますとともに、今後一層のご活躍をご期待申し上げます。

さて、私どもの暮らす町村は、従来から自然豊かな故郷を守り、国民生活を支える重要な役割を果たしておりますが、時代の変遷とともに利便性、効率性が追求されてきた今日では、地理的条件等により過疎化、高齢化が歯止めなく進みました。

全国の町村では、国と地方が一丸となって、将来にわたり都市と農山漁村が共生し得る「地方創生の実現」に向けて取り組んでおられます。

平成29年度地方財政対策においては、一般財源総額は前年度を4千億円上回る62兆1千億円、「まち・ひと・しごと創生事業費」が引き続き1兆円

確保され、地方創生推進交付金についても対前年度同額の確保と運用の弾力化が図られました。今後、財政基盤の脆弱な町村が、腰を据えて、この「地方創生」に取り組むことができるよう、地方の意見に十分に耳を傾けていただき、少子化対策の抜本的強化、産業振興、雇用の創出など地方創生の更なる推進のために、一般財源の確保、特に地方交付税の総額確保をはじめ、必要な財源の確保が図られるよう、求めて参りたいと考えております。

また、五年十カ月を経過しても、まだまだ取り組まねばならない課題が残る東日本大震災、昨年の熊本地震、鳥取県中部地震につきましても、被災町村は財政基盤が脆弱でありますので、引き続き財政措置をはじめ、万全の方策を国に求めて参りたいと考えます。

本会では、今後も、災害時における被災地支援を第一義に活動して参りますが、それと並行して、発生が予想さ

れる南海トラフ地震等の大地震のほか、噴火・台風・豪雨などの大規模災害に備え、防災・減災に資するための方策を国と連携しながら推し進めていくことが肝要であると考えております。

私も、昨年、岩手県、宮城県、福島県、そして熊本県の被災地を訪問させていただき、町村長・議会議長の方々から、被災地の生の声をお聞きしました。復興に向けて陣頭指揮を執られている被災町村長各位のご苦労に対し、心から敬意を表するとともに、困難な道のりに果敢に立ち向かう姿勢にエールを送りたいと存じます。

このほか、我々町村にとりまして、基幹産業たる農林水産業、商工業の振興、社会福祉対策の充実等、町村行政全般にわたる課題克服と振興発展に向け、藤原会長と連絡を密に取り組んでいく所存でありますので、皆様方の特段のご協力をお願いするものであります。我々としても、全国の町村が将来にわたって明るい展望を切り開いていくことができますよう、地域の実情を最も熟知している皆様と共に、町村を元気に、そして我が国全体を元気にするため、頑張っ参りたいと考えております。

全国町村会の益々のご発展と本日、ご出席の皆様方のご健勝・ご活躍を祈念いたしましたお祝いの、ご挨拶とします。

都道府県町村会正副会長交流会が開催されるにあたり、全国の町村議会議長を代表しまして、一言ご祝辞を申し上げます。

ご出席の各都道府県会長、副会長並びに関係者の皆様には、平素、町村行政の中枢にあつて住民福祉の増進と地域の復興発展のため、日夜、献身的なご努力と情熱を注いでおられることに対し、衷心より敬意と感謝を表します。同時に、日頃から私も町村

活 動

自治功勞者64名を表彰

自治功勞者表彰

退職町村長

町 村 長 (3期)

【北海道】
古宇郡泊村長 牧野浩臣
積丹郡積丹町長 松井秀紀
夕張郡長沼町長 戸川雅光
上川郡上川町長 佐藤芳治
空知郡上富良野町長 向山富夫
常呂郡佐呂間町長 川根章夫
勇払郡厚真町長 宮坂尚市朗
沙流郡平取町長 川上満

【青森県】
広尾郡広尾町長 村瀬優
【宮城県】
西津軽郡深浦町長 吉田満
柴田郡大河原町長 齋清志
【秋田県】
南秋田郡八郎潟町長 畠山菊夫
南秋田郡大湯村長 高橋浩人
【山形県】
西村山郡大江町長 渡邊兵吾
最上郡金山町長 鈴木洋
西置賜郡白鷹町長 佐藤誠七
西置賜郡飯豊町長 後藤幸平
【福島県】
耶麻郡北塩原村長 小椋敏一
【栃木県】
下都賀郡野木町長 真瀬宏子
【群馬県】
邑楽郡板倉町長 栗原実
【埼玉県】
比企郡鳩山町長 小峰孝雄
児玉郡美里町長 原田信次
【千葉県】
山武郡横芝光町長 佐藤晴彦
夷隅郡御宿町長 石田義廣
【山梨県】
南都留郡鳴沢村長 小林優
【福井県】
大飯郡高浜町長 野瀬豊
【長野県】
木曾郡大桑村長 貴舟豊

【滋賀県】
犬上郡多賀町長 久保久良
【大阪府】
南河内郡太子町長 浅野克己
【奈良県】
高市郡高取町長 植村家忠
吉野郡吉野町長 北岡篤
【和歌山県】
有田郡湯浅町長 上山章善
日高郡由良町長 畑中雅央
日高郡みなべ町長 小谷芳正
【広島県】
安芸郡熊野町長 三村裕史
山県郡安芸太田町長 小坂眞治
【山口県】
大島郡周防大島町長 椎木巧
【愛媛県】
南宇和郡愛南町長 清水雅文
【高知県】
高岡郡日高村長 戸梶眞幸
【福岡県】
筑紫郡那珂川町長 武末茂喜
糟屋郡久山町長 久芳菊司
三井郡大刀洗町長 安丸国勝
【熊本県】
阿蘇郡西原村長 日置和彦
球磨郡相良村長 徳田正臣
【沖縄県】
中頭郡中城村長 浜田京介
島尻郡粟国村長 新城静喜

【北海道】
磯谷郡蘭越町 (7期) 宮谷内留雄
【福島県】
双葉郡葛尾村 (7期) 松本允秀
【埼玉県】
秩父郡横瀬町 (4期) 加藤嘉郎
【長野県】
下伊那郡下條村 (6期) 伊藤喜平
【岐阜県】
加茂郡八百津町 (5期) 赤塚新吾
揖斐郡揖斐川町 (4期) 宗宮孝生
【静岡県】
周智郡森町 (4期) 村松藤雄
【奈良県】
吉野郡上北山村 (7期) 福西力
【和歌山県】
東牟婁郡北山村 (4期) 奥田貢
【鳥根県】
隠岐郡隠岐の島町 (4期) 松田和久
【岡山県】
久米郡久米南町 (4期) 河島建一
【広島県】
安芸郡府中町 (4期) 和多利義之
神石郡神石高原町 (4期) 牧野雄光
【愛媛県】
越智郡上島町 (4期) 上村俊之
【高知県】
安芸郡安田町 (4期) 有岡正幹
吾川郡いの町 (4期) 塩田始
【佐賀県】
杵島郡江北町 (6期) 田中源一
【大分県】
玖珠郡九重町 (6期) 坂本和昭



自治功勞者代表.. 清水雅文氏
愛媛県愛南町長

活 動

「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」に民部田経済農林委員会委員長が出席

「林地台帳の運用に向けた今後の取組を協議」



意見述べる民部田経済農林委員会委員長

「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」(第3回)が1月27日、農林水産省で開催され、全国町村会の民部田幾夫経済農林委員会委員長(岩手県岩手町長)はじめ、河野俊嗣宮崎県知事、牧野光朗長野県飯田市長が出席、林地台帳の運用に向けた取組について、地方の立場から意見を述べた。

昨年5月の森林法改正により、施業集約化の促進に向けて、市町村が所有者情報を一元的にとりまとめて提供する林地台帳制度が創設され、平成31年4月までにすべての市町村で林地台帳の整備が義務付けられた。この林地台帳の整備に向けては、農林水産省と地方自治体の代表者からなる「協議の場」が設置され、台帳の整備マニュアルづくりや運用マニュアルづくりが進められてきたが、昨年10月に整備マニュアルが完成し、地方公共団体に通知された(町村通報第2979号・平成28年10月31日付参照)。

その後、協議の場では、はじめに磯崎陽輔農林水産副大臣が、「森林環境税については、与党税調で今年末までに決着するという動きの中で、今後市町村にも林野行政の主翼を担っていただくこととなる。そのためには自分の所の森林・林野の状況をしっかりと把握していただくことが課題となる。林地台帳の整備・運用も重要な取組となるため、本日は忌憚のないご意見をいただきたい。」と述べた。

その後、林地台帳の運用に向けた今後の取組について資料の説明があり、出席者からの意見陳述が行われた。民部田経済農林委員会委員長は、「林地台帳整備の実施に向けて、整備マニュアルをとりまとめたこと、感謝申し上げる。林地台帳は、国土の保全、地方の経済の活



▲ 林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場



▶ 挨拶する磯崎農林水産副大臣

性化に向けての礎になるものと期待している。しかしながら、林地台帳の整備は、新しい制度であるが故に実施してみなければ分からない。それぞれの市町村によって対応に温度差があり、習熟度が違うため、台帳整備にあたっての視点が異なってくる。そのため、市町村の担当職員に対して丁寧な説明をお願いしたい。また、運用マニュアルの内容については、担当者によって解釈に差異が生じないように、記述に統一した基準を設けるなど、最終調整をお願いしたい。」と要請した。

また森林整備の新たな財源となる森林環境税については、「我々の大きな願いであった森林環境税が具体化しつつある中で、この税がどのような効果をもたらすのか、地域経済の活性化や国土保全にいかに関与するのか、国民に理解していただくような具体的な制度になることを望んでいる。そのことによって森林整備の重要性や林地台帳に関する認識が大きく変わる。林地台帳を整備していくことの必要性を理解していただくためにも、森林環境税の考え方を分かりやすく説明する方を今後テーマにしていただきたい。」と強調した。

民部田経済農林委員会委員長ほか出席者からの意見を受け、林野庁は、「本日は建設的なご意見をいただき感謝申し上げます。いただいたご意見をもとに、現場で解釈に迷うことのないよう、基準をつくるなど、マニュアルを少しでも良いものにしていきたい。これからも林地台帳整備が素晴らしい施策になるよう意を尽くしていく。今後、都道府県、市町村に運用マニュアルを送付するが、地方公共団体からもご意見をいただき、更新していく予定である。」と応じた。

最後に磯崎農林水産副大臣が、「本日は、包括的なご賛同をいただいたので、今後、細かな点について詰めていきたい。マニュアルも初版にこだわらずより良いものに更新していくことが大切である。林地台帳は専門的な分野であるため、認知度が低く、これから国民全体の認知度を上げていく必要がある。森林環境税の理念の中にも、市町村が主体となった森林整備のあり方を盛り込むべきである。新しい林野管理の時代が来たということを広く認識していただき、そのひとつのツールが林地台帳であるという考え方が浸透すれば、世の中が動いていくと思う。」と締めくくり、協議の場を閉会した。

政 策 解 説

未経験規模の災害にも対応する 総合的な消防防災体制の確立

平成28年版消防白書

平成28年版消防白書が公表された。平成28年は、震度7の地震や大雨による河川の氾濫等、自然災害の脅威が日本列島を襲った。災害が大規模・複雑多様化しているなか、消防防災活動に対する理解を深めるとともに、総合的な消防防災体制の確立に活用できるような内容となっている。

大規模・複雑多様化する 災害に対応する消防

白書は五つの特集と六つの章の本編で構成されている。特集1は「熊本地震の被害と対応」。

平成28年4月14日、熊本県熊本地方を震源として、マグニチュード6.5の地震が発生し、益城町で震度7を観測した。4月16日、同地方を震源として、マグニチュード3の地震が発生し、益城町及び西原村で震度7を観測した。国内において、2度の震度7を観測した地域は例がなく、連続して発生したことも観測史上初めてであった。多くの建物が倒壊したほか、道路、電気、通信設備等のインフラ施設にも多大な被害が生じた。さらに、梅雨前線等の影響により降り続いた大雨は、地震によって地盤が緩んだところに土砂災害を生じさせる等、二次的な被

害をもたらし、消防庁・消防機関は懸命な活動を展開した。

地震対応の貴重な体験を今後の災害対応に活かすため、政府は対応の検証と課題の揭示を行った。それらを受け、消防庁は次の取組を進めている。地方公共団体において、防災拠点となる庁舎等の早急な耐震化の取組促進。ヘリテレ受信装置・防災情報システム等の整備で、迅速かつ確実な情報収集と情報共有能力を向上させる。緊急消防援助隊が自立的に活動できるよう、宿営に必要な資機材を積載する拠点機能形成車両等の配備を推進し、後方支援体制を強化する等である。

特集2は「平成28年8月の台風等の被害と対応」について。

平成28年8月、台風第6、7、11、9、10号が相次いで接近又は上陸し、前線や湿った気流の影響も加わり、顕著な多雨となった。

近年、経験したことのない集中豪

雨等により、従来安全であると考えられていた地域で大きな被害が発生している。消防庁は、9月7日に「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について」を発売し、市町村の地域防災計画、マニュアル等を確認し、平時から、実効性のある対応体制が確保できているか点検するよう要請した。今後、再点検結果を関係省庁とも共有しながら、改善すべき点について連携して取り組んでいくこととしている。

特集3は「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」について。

平成25年12月、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立した。消防庁は、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実等について、地方公共団体への支援・働き掛けを行っている。

昨今、地域における消防防災体制の中核的存在として大きな成果を上げ、地域住民からも高い期待が寄せられている消防団だが、消防団員数の減少、被雇用者化、平均年齢の上昇等、様々な課題を抱えている。必要な団員確保に苦慮している各市町村に向け、機能別団員制度等、実態にに応じて選択できる多様な方策を講

政 策

している。

特集4は「消防における女性消防吏員の活躍推進」について。

全国の消防吏員に占める女性の割合は、平成28年4月1日現在で2.5%。昨年度より0.1ポイント増加したものの、警察、自衛隊、海上保安庁等、他の分野と比較すると、依然として低い水準となっている。

女性消防吏員の活躍推進に向けた取組としては、女子学生等を対象とした職業説明会の開催、ポスター等による広報、ポータルサイト等によるPR等。また、消防大学校では、女性専用コース新設、各学科の女性優先枠設定等を実施している。



益城町における家屋倒壊の状況 (高松市消防局提供)

特集5は「伊勢志摩サミットにおける消防特別警戒の実施」について。

外交政策上極めて重要な会議として位置付けられた伊勢志摩サミットでは、消防としても開催地の消防力を強化し、テロ災害を含めた災害の未然防止や災害対応力を強化して被害の軽減を図ったとしている。

必要なのは
地域の実情に即した対策

第1章は「災害の現況と課題」。

出火件数は、平成17年以降おおむね減少傾向で、平成27年中の出火件数は3万9,111件。そのうち、失火による火災は2万6,729件(全体の68.3%)で、その多くは火気の取扱いの不注意や始末から発生している。出火原因別にみると、放火が4,033件と最も多く、次いでたばこが3,638件、こんろが3,497件となっている。

火災予防行政の現況としては、住宅用火災警報器の設置の推進、防火・防災管理制度構築、立入検査により違反状態の是正を進めている。

近年、短時間で局地的に非常に激しい雨が降ることにより、中小河川の急な増水、地下空間等への浸水を引き起こし、被害を生じさせる事例

が多く発生している。風水害対策として、人命の安全の確保を最重点とする風水害対策の実施に係る災害応急対策の実施体制の確立、適時適切な避難勧告等の発令・伝達、指定緊急避難場所・指定避難所等の安全性の確保や地域住民への周知徹底、迅速かつ安全な避難が行われるための取組の推進を、都道府県や市町村に対して呼びかけている。

地方公共団体においては、地域の実情に即した震災対策が必要である。平成28年4月1日現在、市町村(全1,741団体)において、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」(又は「地震災害対策編」)として項目を設けているものが1,375団体、「節」等を設けているものが235団体、「その他の災害等」として扱っているものが37団体となっている。

また、大規模地震対策として相互応援協定を締結したり、自らの備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び、震災時に必要な物資の流通在庫を確保することに努めている。

早急かつ計画的な公共施設等の耐震化や、市町村においては地域防災計画等における津波避難に関する事項の策定の促進等、津波対策を推進していくことが必要である。

第2章は「消防防災の組織と活動」。

消防組織は、市町村に設置された消防本部及び消防署である「常備消防機関」と、市町村の非常備の消防機関で、他に本業を持ちながら権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である「消防団」で構成されている。平成28年4月1日現在、常備消防機関と消防団が共存している常備化市町村は1,690市町村、常備化されていない町村は29町村で、常備化されている市町村の割合(常備化率)は98.3%(市は100%、町村は96.9%)である。

ただ、小規模な市町村における消防体制は様々な課題を抱えている場合が多く、消防の広域化で消防体制の整備・確立を図っている。広域化のメリットは、迅速で効果的な出勤による住民サービスの向上、人員配置の効率化による現場体制の充実・高度化、財政・組織面での消防体制の基盤強化である。職員の身分や給与の段階的な一本化、構成市町村が増加したこと起因する調整業務の増加及び構成市町村の負担金の調整等が、広域化検討時からの課題で、広域消防運営計画作成時に各調整事項について十分な協議を行い、構成市町村の了承を得ておく必要が

政 策

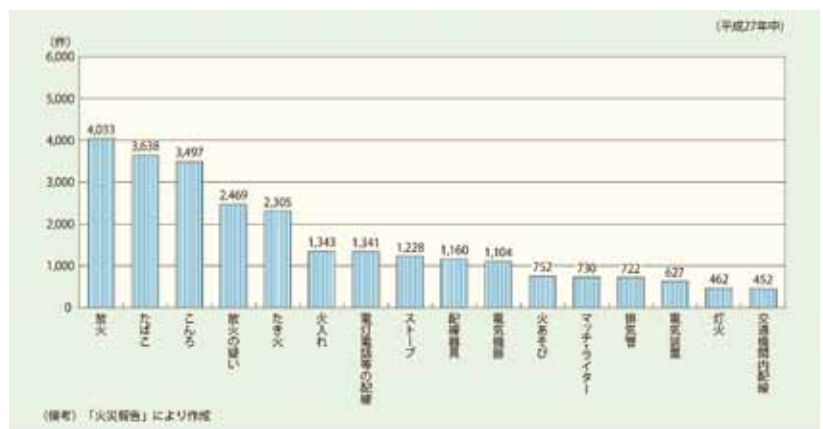
あるとしている。

平成27年中における全国の消防職団員(消防職員及び消防団員)の出動状況をみると、火災等(火災、救助活動、風水害等の災害、捜索、誤報等)への出動回数は111万5,449回で、出動延人員は780万5,143人である。

救急自動車による全国の救急出動件数は、605万4,815件(対前年比6万9,894件増、1.2%増)となっており、ほぼ一貫して増加傾向にある。地域の実情に応じた適正利用促進、救命率の向上を図る緊急度判定体系の構築、「#7119」(救急安心センター事業)の推進、心肺機能停止傷病者の救命率向上、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への救急対応等を課題として取り組んでいる。

救助活動件数は5万5,966件(対前年比729件減、1.3%減)、救助人員は5万9,190人(同1,381人増、2.4%増)である。火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害等の特殊な災害にまで及ぶ活動の体制整備、特殊災害対応自動車等の車両及び資機材の配備、救助技術の高度化等を課題と

主な出火原因別の出火件数



して取り組んでいる。また、国民の安全・安心をより一層確かなものとするため、消防防災の情報化を推進していくとしている。

国民の知識と理解を深める取組を推進

第3章は「国民保護への対応」。国民保護法が制定され、武力攻撃事態や大規模テロ等から国民を保護す

るための法的基盤が整えられた。課題としては、全国瞬時警報システム(Jアラート)による確実な情報伝達が行われる。基本方針では、市町村は複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めることとされているが、作成済みの市町村は平成28年4月1日現在で4割程度にとどまっており、消防庁は、都道府県と連携しながら作成の支援を行っている。

テロ対策としては、消防機関、警察機関、自衛隊等の関係機関の連携の強化を図るとともに、様々な想定の下での危機管理体制の整備に努めている。大型除染システム搭載車、化学剤検知器等の車両・資機材の整備、消防機関に対する危機管理教育訓練の充実強化を図っている。

北朝鮮ミサイル発射事案への対応としては、朝鮮半島情勢は不安定、不透明な状況が継続しており、今後ともミサイル発射を含む動向を注視していく必要があるとしている。

第4章は「自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり」。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要である。全国火災予防運動、危険物安全週間等、国民の防火防災への関心を喚起し、意識の高揚を図って

いく。住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要。公共施設等の耐震化、防災施設等の整備促進、防災拠点の整備促進を行っていくとしている。

第5章「国際的課題への対応」では、人、物、情報等の国際交流を進めていくには、国又は地域により異なる技術規格を統一していく必要がある。日本は、国際規格の策定に積極的に参画し、日本の消防が培ってきた高度な救助技術と能力を被災地で発揮し、国際緊急援助に貢献しているとしている。

第6章「消防防災の科学技術の研究・開発」では、ICTやロボット技術等の先端技術を活用した新たな装備・資機材の開発・改良、消防法令上の技術基準等の確立という、消防庁における当面の重点研究開発目標を踏まえ、消防防災科学技術の研究開発について着実に成果を達成し、成果を技術基準等の整備や消防車両・資機材の改良等、消防防災の現場へ適時的確に反映していくことが重要。更に、科学技術を活用した原因調査技術の高度化を図っていくことが必要であるとしている。

情 報



◎住民訴訟の損害賠償見直しで地方自治法改正へー総務省

総務省の住民訴訟制度の見直し懇談会は1月16日、軽過失の損害賠償責任の長や職員個人への追及の在り方見直しを提案した「取りまとめ」を発表した。昨年の第31次地方制度調査会答申を受けたもので、地方自治法改正案を今国会に提出する。

「取りまとめ」は、軽過失でも責任を追及することは過酷だとする一方、国家賠償法との均衡から長や職員の責任要件を故意・重過失に限定することは慎重にすべきだとした。その上で、①損害賠償額の上限を実体法上で設ける②責任免除の範囲を事前に条列で明示する③の2案を提示した。条例化では、参酌すべき基準・責任の下限額を設け、これを法律や政令で定めることが適当だとした。一方、4号訴訟で議会が損害賠償請求権を放棄する場合は監査委員の意見聴取を義務付けるべきだとした。なお、4号訴訟では、汚土収集運搬作業の委託契約で福山市等に1億751万円（市長は破産）、バイオマス事業への補助金支出で熊本県御船町長に9、279万円の損害賠償を命じるなどの高額賠償判決が出ている。

◎地方創生で都道府県担当課長等説明会を開催ー内閣府

内閣府は1月17日、地方創生に関する都道府県等担当課長説明会を開き、2017

年度の地方創生関連予算などを説明した。地方創生推進交付金（1、000億円）では、新規申請事業数を都道府県は原則7事業、市町村は原則4事業、交付上限額を都道府県は先駆3億円、横展開0.75億円、市町村は先駆2億円、横展開0.5億円にアップ。また、モデル事業として組織づくりプロジェクト事業（30事業程度）など4事業で優遇措置する。小さな拠点・地域運営組織を20年までに全国でそれぞれ1、000箇所、3、000箇所の形成を目指す。そのため活用できる過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）、ふるさと集落生活圏形成推進事業（国土交通省）、農山漁村振興交付金（農水省）などの事業を説明した。

また、内閣府は地方創生市町村長トップセミナーを福岡（10日）、大阪（12日）、東京（13日）で開催。山幸三地方創生担当相が、確かな根拠に基づく政策立案が重要だとしてREASAS（地域経済分析システム）の活用を要請した。一方、観光庁は1月20日、ICTを活用した訪日外国人の観光動態調査（16年度）を発表した。訪日外国人は東京・大阪に集積、移動も東京・京都・大阪のゴールデンルートに集中。季節別では北海道・長野県は冬、沖縄県は夏、東京都は春に集積比率が高かった。

◎全国都道府県財政課長等会議で2017年度予算など説明ー総務省

総務省は1月25日、全国都道府県財政課長等会議を開き、2017年度の地方財政対策や予算編成上の留意点等を説明した。地方交付税算定では、国勢調査の数値置き換えが行われるが高齢者人口は各団体が違いが大きいと過大見積もりにならないよう留意を要請。また、子ども医療費助成に対する減額調整措置が18年度から未就学児

童を対象に行わないが、「浮いた財源は上の年齢の医療費助成の拡大ではなく、別の少子化対策を充実する」よう求めた。

また、インフラの老朽化が問題となっているため、規模の小さな団体を対象に補助金と地方単独事業による「公共施設等適正管理推進事業費」を新たに計上。道路や農業水利施設を対象に、起債充当率90%、交付税率30%で5年間措置する。さらに、コンパクトシティについて、国庫補助事業に伴う継ぎ足し単独や、国土交通省の要件を満たさない単独事業についても充当率90%、交付税率30%の措置を5年間行う。国交省や農水省と連携しながら補助と単独を組み合わせて老朽化対策財源を確保した。しっかりと取り組んでほしい」と要請した。併せて、地域運営組織の形成に向けた財政措置（事務連絡）も示した。

◎地域包括ケア強化へ介護保険法改正案まとめるー厚生労働省

厚生労働省は1月27日、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法改正案をまとめた。①高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止②地域共生社会の実現③制度の持続可能性確保の3本柱で、近く閣議決定し、今国会に提出する。

自立支援・重度化防止へ全市町村が取り組む仕組みを制度化する。具体的には、国から提供されたデータを分析して介護保険事業（支援）計画を策定。同計画には取組内容と目標を明記する。また、都道府県による市町村への支援事業も創設。このほか、市町村に地域包括支援センターの評価を義務付ける。長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に行う新たな介護保険施設（介護医療院）（仮称）も創設する。さらに、地域福祉推進の理念に「我が事・丸ごと」を規定し、住民の地域福祉

活動への参加促進・関係機関と連絡調整する体制を整備。このため市町村が地域福祉計画を策定（努力義務）する。このほか、2割負担者のうち所得の高い層（年金収入等340万円以上）は3割負担にする。

◎農地転用利益の地域還元で「中間まとめ」ー農林水産省

農林水産省の農地流動化促進の観点からの転用規制あり方検討会は1月31日、「中間まとめ」をまとめた。閣議決定された「規制改革実施計画」が、農地流動化の阻害要因となっている転用期待を抑制するため、転用利益を地域農業へ還元するよう提言したことを受けて、その具体策をまとめたもの。大都市周辺・開発計画地域でなお転用期待が大きく農地流動化を阻害するケースもあるため、所有権移転に伴う転用利得の一部を税や手続きの中で徴収する。公共転用も対象にする。このため、市町村が徴収する区域を設定し、同区域の地域運営組織などに還元するなどとした。農水省では、これを受けて具体的な制度化に入る。

一方、林野庁は1月27日、第3回林地台帳の整備等協議の場を開き、昨年10月にまとめた「林地台帳及び地図整備マニュアル」を踏まえ同運用マニュアルをまとめた。森林の所有者・境界が不明確なため森林整備を妨げているとして、地方3団体と林野庁が「協議の場」で検討していた。なお、農水省の実態調査（昨年8月時点）では、登記名義人の死亡などで相続未登録の農地が約45万8千ha、全農地の約2割あった。このほか、農林水産省と国土交通省は1月13日、大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）の事前ルールを今年の発生災害から実施すると発表した。これにより早期着手する災害復旧事業が増えるという。

（ジャーナリスト 井田正夫）

DATA NOW

市町村の8割超が 食料品購入困難者対策必要

(株)マーケティングスペース花傳舎 代表取締役 山田 哲也

食料品購入困難者（買い物弱者、買い物難民）問題が注目されるようになって久しい。これまで行政も民間企業も課題解決に向け、さまざまな施策や取組を行ってきたはいるものの、いまだ十分な成果を得るにはいたっていない。

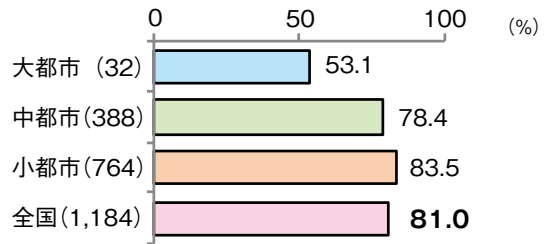
農林水産省食料産業局が平成27年11月～12月に実施した「食料品アクセス問題に関する全国市町村アンケート調査」の結果によれば、現時点で買い物弱者への対策が必要と回答した市町村は全国ベースで81.0%（回答総数1,184中、95.9市町村）に達する。買い物弱者問題は依然として深刻といえる。対策が必要という回答の都市規模別傾向を見ると、小都市がもっとも高く83.5%、中都市が78.4%、大都市では53.1%となっている。人口規模の小さい都市ほど対策の必要

性、緊急性が高いという結果である。

対策の必要性の背景（つまり買い物弱者を生んでいる要因）については、「住民の高齢化」が97.7%で突出、人口規模にかかわらず最も高い回答率である。2位以下には「地元小売業の廃業」（80.6%）、「中心市街地、既存商店街の衰退」（59.3%）、「単身世帯の増加」（50.3%）などが続く。単身世帯の中には多分に独り住まいの高齢者が含まれているだろう。そのほか交通機関の廃止などアクセス条件の低下、郊外への大規模量販店の出店、地域の支援機能の低下などが挙げられている。

食料品購入困難者対策が必要という95.9市町村のうち61.1市町村（63.7%）は、平成27年現在なんらかの対策を実施している。実施内容は「コミュニティバス、乗り合いタクシーの運行等に対する支援」の

食料品購入困難者対策を必要とする市町村比率



〔注〕大都市=政令指定都市及び東京23区、中都市=人口5万人以上の都市（大都市を除く）、小都市=人口5万人未満の都市

資料出所：農林水産省 食料産業局 食物流通課
「食料品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査
対象：全国1,741市町村（東京都特別区を含む）
有効回答数：1,184（回答率68.0%）
調査期間：平成27年11月～12月

70.9%がもっとも高く、「宅配・御用聞き・買い物代行サービス等に対する支援」「空き店舗対策等の常設店舗の出店、運営に対する支援」の2項目が30%前後ではほぼ並んで続いている。そのほか移動販売車の導入・運営への支援や朝市、青空市場など仮設店舗運営に対する支援なども挙げられている。

農林水産省の平成25年発表によると、日本の買い物弱者はおよそ850万人で、そのうち65歳以上が380万人だという（国勢調査と商業統計調査を基に試算。生鮮品販売店舗から直線距離500メートル以上、

日本は多様な問題が錯綜しており、簡単には解決しそうにない。今後の課題としては、中央省庁の横断的・統一的取組による政策と支援強化、市町村における財源確保、対策事業者の育成、実効性のある運営方法やノウハウ開発、地域おこしの中の明確な位置づけ、自治体間の情報、成功事例共有化などに加え、近年では移動スーパー、コンビニなどが盛んになってきているが採算性の高いビジネスモデルの開発も欠かせないだろう。取り残されているたくさんの人たち、解決すべき課題は

自動車保有率（別の試算方法で700万人と推定、1,000万人を超えたとみる識者もいる。推定人口は一定しないが、いずれにしても膨大な数、もはや看過できないところまできている。とはいえ買い物弱者問題の背後には、人口減少、少子高齢化、限界集落など過疎化、町の空洞化、暮らし装置の機能低下、コミュニティの崩壊のほか、縮小し先細りしていく現代

道

から始まる地方創生

地域力を活かす1000の道

第1回 新日本歩く道紀行シンポジウム

- 日 時 2017年 3月17日(金) 13:00～16:00
18日(土) 10:00～14:50(懇親会15:50～17:50)
- 会 場 浜離宮朝日ホール
- 参加費 無 料 (懇親会は有料となります)

◇ 道と観光で推進する地方創生

◇ 道と商工で推進する地方創生

◇ 道と健康づくりで推進する地方創生

初日 テーマ:道から始まる日本の創生

ごあいさつ 元内閣官房副長官 石原信雄氏
 基調講演1 元国土交通事務次官 谷口博昭氏
 基調講演2 内閣官房地方創生総括官補 末宗徹郎氏

2日目 テーマ:地域の発展と道

講演1 観光庁地域振興課 課長 後藤貞二氏
 講演2 厚生労働省 健康局 健康課 課長 正林督章氏
 講演3 経済産業省ヘルスケア産業課 課長補佐 山本直行氏
 事 例 新日本歩く道紀行100選認定コースと地域の活力創出

主催: 特定非営利活動法人 新日本歩く道紀行推進機構
 一般社団法人 日本ウオーキング協会

共催: 株式会社アクティブウォーク&スポーツ

協賛: 株式会社日本旅行 株式会社キャップス

後援: 内閣官房 厚生労働省 経済産業省 国土交通省観光庁 朝日新聞社

※後援は申請中のもも含みます。変更される場合があります。

お問合せ・お申し込み

詳細はこちら

新日本歩く道シンポジウム運営 ☎03-6206-9101 <https://michi100sen.jp/>

- 第3期募集中 -

新日本 **歩く道** 100選シリーズ
 紀行
 歩いておきたい道遺産1000

- 第3期応募要項 -

1. 募集テーマ 歴史・文化、自然、産物の三分類の中から右表の道の10テーマに基づき募集します。
※()内の数字が第3期選定数です
2. 応募方法 詳細はホームページをご覧ください
<http://www.michi100sen.jp>
3. 応募期間 2016年11月1日～2017年5月31日

新日本歩く道紀行100選10のテーマ

歴史・文化

- ①歴史の道(0)
- ②文化の道(0)
- ③こころと祭りの道(62)

自然

- ④絶景の道(53)
- ⑤森の道(53)
- ⑥水辺の道(19)
- ⑦ふるさとの道(45)

物産

- ⑧食の道(89)
- ⑨港(湊)の町
今昔の道(83)
- ⑩温泉の道(85)

随 想



とみ た ゆき ひろ
ゆ が わ ら
神奈川 湯河原 町長 富田 幸 宏

随 想

湯けむりとみかんの
香りが漂うまち

にちようど良く、最近では外国人の観光客も多くみられます。

長い歴史を持つ湯河原温泉

湯河原は上質な温泉に恵まれた町です。かの万葉集にも詠まれるほど古くから人々に知られていました。「あしがりのとひのかふちにいづるゆの よにもたよらにころがいはなくに」

万葉集で詠まれたこの歌は、湯河原の川のほとりに湧く温泉の、ゆらゆらと浮動して定まらない湯煙を、恋人の揺れ動く気持ちに例えた恋歌であり、恋するあまり不安に駆られる男の心情を詠んだものです。約1200年も昔にこの歌が詠まれたことから、すでにその頃には湯河原で温泉が湧いていたことがわかります。

また、湯河原温泉には158本もの源泉があり、ほとんどが混合泉です。主な泉質は、ナトリウム・カルシウム―塩化物・硫酸塩泉。神経痛や外傷に効能があるとされており、「傷の湯」として、江戸時代に徳川家に献上されていたほか、日清・日露戦争の際には、湯河原温泉が陸軍輻地療養所にあてられていました。明治から昭和初期には、こついった長い歴史と泉質の良さ、豊かな自然を求め、夏目漱石や、島崎藤村、芥

川龍之介、谷崎潤一郎など、多くの文豪たちが静養に足を運んでいました。

その中でも、一番早く、そして何度もこの地を訪れていた国木田独歩は、湯河原温泉に逗留した体験をもとに『湯ヶ原より』を執筆し、その6年後、結核を患った独歩は療養のため再び湯河原を訪れ、『湯ヶ原ゆき』を執筆しました。現在、その一節が刻まれた文学碑が温泉街にある万葉公園に建てられており、今なお、独歩の面影を感じることができま

温暖な気候が育てる農産物

本町の農地は、相模湾に面し、三方を箱根伊豆の山々に囲まれた丘陵地です。黒潮の影響を受けた年平均気温は16〜17度で、一年を通じて温暖な気候であることから、丘陵地を生かした農業が発展していき、温州みかんを中心に中晩柑、キウイフルーツなどが生産されています。

山々が色とりどりの紅葉で彩られる頃、海沿いの斜面では潮風をいっぱいも含んだ黄金色のみかんの収穫が最盛期を迎えます。特産物の「湯河原みかん」のおいしさの秘密は、陽当たりの良い斜面と暖かな海。いっばいの陽の光と温暖な気候のも

と育てられた「湯河原みかん」は、ビタミンを豊富に含み、健康維持にも役立ちます。

当町では、この特産物「湯河原みかん」を東京箱根間往復大学駅伝競走(箱根駅伝)の出場選手への激励とビタミン補給のため、平成20年から、毎年、出場校へ贈呈しているほか、消費拡大と観光宣伝を目的として、1月2日の往路「ゴールの芦ノ湖畔にて、約4000組に「湯河原みかん・観光パンフレット」の配布を行っています。

また、今年初めて、特産物のみかんを使った「神奈川みかんグルメ&スイーツサミット2017 in湯河原」を開催しました。この企画は、みかんを食材としたグルメやスイーツを様々な事業所で新たに開発し、「みかんグルメ&スイーツサミット」のイベントにおいて、投票により競うものです。地方創生の一環として、町の新たな名産品の発掘及びイベントによる集客で地域を活性化することを目的に開催されました。今後は、イベント規模を拡張し、本サミットを通じて、湯河原を全国にPRしていきたいと考えております。

これからも、湯河原温泉や湯河原みかんを通して、国内外を問わず、多くの方に足を運んでいただけたら、ちづくりと努めていきたいと考えております。

湯河原町は、神奈川県西南端に位置し、東西10・1km、南北6・8km、総面積40・97km²の町で、南東に相模湾を臨み、三方を箱根伊豆の山々に囲まれる、海、山、川などの自然溢れる町です。町の北東部は小田原市、北西部は箱根町、東部は真鶴町、南西部は静岡県熱海市、西部は静岡県函南町に接しています。また、東京から約90km、電車で1時間半ほどの距離で、ちょっとした旅行